（活用業務の届出）

第二条の四　地域会社は、法第二条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　略］

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の五　総務大臣は、第一条、第二条及び前条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後	改正前
（新株募集等の認可） **第三条**　［略］ ［2　略］ 3　会社は、法第四条第二項前段の規定により株式交換又は株式交付に際して株式の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換又は株式交付に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一　株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）又は会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所	（新株募集等の認可） **第三条**　［同上］ ［2　同上］ 3　会社は、法第四条第二項前段の規定により株式交換に際して株式の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一　株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所

（活用業務の届出）

第二条の二　地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　同上］

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の三　総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

二　株式交換又は株式交付に際して交付する株式の数（会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三　株式交換完全子会社又は株式交付子会社の株主（会社を除く。）に対する株式の割当てに関する事項

四　株式交換又は株式交付がその効力を生ずる日

五　株式交換又は株式交付の方法

六　株式交換又は株式交付の理由

4　会社は、法第四条第二項後段の規定により株式交換又は株式交付に際して新株予約権付社債の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換又は株式交付に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　株式交換完全子会社又は株式交付子会社の商号及び住所

［二～五　略］

六　株式交換完全子会社又は株式交付子会社の株主（会社を除く。）に対する新株予約権付社債の割当てに関する事項

七　株式交換又は株式交付がその効力を生ずる日

八　株式交換又は株式交付の方法

九　株式交換又は株式交付の理由

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第十条　会社及び地域会社は、法第十一条第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　株式交換に際して交付する株式の数（会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三　株式交換完全子会社の株主（会社を除く。）に対する株式の割当てに関する事項

四　株式交換がその効力を生ずる日

五　株式交換の方法

六　株式交換の理由

4　会社は、法第四条第二項後段の規定により株式交換に際して新株予約権付社債の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　株式交換完全子会社の商号及び住所

［二～五　同上］

六　株式交換完全子会社の株主（会社を除く。）に対する新株予約権付社債の割当てに関する事項

七　株式交換がその効力を生ずる日

八　株式交換の方法

九　株式交換の理由

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第十条　［同上］

［一　同上］